

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第7号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項、第21条第5項及び第22条第2項の規定により、競争試験（以下「試験」という。）及び選考、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法、臨時の任用その他」を「の規定に基づき、人事委員会の権限とされている一般職の」に改める。

第3条第1項中「試験」を「競争試験（以下「試験」という。）」に改める。

第12条第1号中「または」を「又は」に、「職（）」を「職（以下）」に改め、同条第2号中「職であると」を「職として」に、「職（）」を「職（以下）」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に、「職（）」を「職（以下）」に改め、同条第4号中「よることを」を「よることが適当であると」に、「職（）」を「職（以下）」に改める。

第43条中「係る昇任選考基準（別表第3）における」を「対する別表第3に掲げる」に、「別に」を「同表の基準にかかわらず、別に」に改める。

第45条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「の実施」を「において別に定める」とされている事項及びこの規則の実施」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第13条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第15条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（人事委員会事務局任用課）